

第 4727 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 5月14日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 教育資金の贈与

Q：子や孫に対して教育費を一括贈与しても1,500万円までなら非課税になる制度が4月から始まっているようですが、教育費にはどんなものが含まれるのですか？

A：次のようなものが含まれます。

【解説】

この制度の対象となる教育費とは、入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、教育充実費、修学旅行、遠足費などで、学校等からの領収書があるもの（保育所の保育料で市町村の領収書があるものを含む）をいい、このうち、直接学校等に支払ったものが1,500万円の非課税枠の対象になり、業者などに支払ったもの（教科書代や学用品費、修学旅行費、学校給食費など）は、原則として、対象には入りませんが、学校の教育に必要な費用で学生等の全部又は大部分が支払うべきものと学校等が認めたものについては、500万円までの非課税の対象になることとなっています。また、次のような費用も500万円までの非課税の対象に該当することとなっており、これらを合わせて総額1,500万円までが非課税の対象になることとされています。

- ① 塾や習い事など学校等以外の者に支払われる月謝、謝礼、入会金などの費用や施設利用料
- ② 塾や習い事で使用する物品の費用で指導を行う者を通じて購入するもの（個人で購入したものは対象外）

